

一人で悩まず、相談しましょう

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

◇月～金曜日

- ・ 人権推進課 ☎072-463-1212(8:45～17:15)
※事前予約で市内公共施設への出張相談も可
- ・ 南部市民交流センター ☎072-466-6464(9:00～17:00)
- ・ 北部市民交流センター ☎072-464-5726(9:00～17:30)
- ・ まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131(8:45～17:15)
- ・ (公社) 泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444(9:00～16:30)

◇第3土曜日 10:00～12:00 【予約制】

● いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎072-469-7125 相談日・時間は問い合わせてください(夜間相談あり)

女性のための電話相談

☎072-469-7402 第1～4水曜日10:00～12:00、13:00～15:00

● 法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (フリーダイヤル)

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 ファックス 072-464-9314

e-mail : jinken@city.izumisano.lg.jp

2022.2 4,500

病気と差別

～コロナ差別とハンセン病～

人は誰でも病気になります。病気になった人は家族や親しい人の看病をうけて、お医者さんに適切な治療をしてもらって、早く元気になりたいと願います

けれども、「病気」を理由に「来るな」「帰れ」と言われたり、住むところや仕事を追われたり、交際や結婚を断られたり、家族が離ればなれにされてしまったり...

そんな差別や人権侵害がずっと繰り返されてきました



泉佐野市

コロナ差別 ～ こんなことが起こっていました

- 感染者の家に石が投げ込まれました。壁に落書きされました。
- 学生の感染が広がった大学に抗議のメールや電話が多くありました。「感染した学生の名前を教えろ」「殺しに行く」「大学に火をつける」などの脅迫もありました。
- 大学教授の感染が公表されると、その大学の教職員の子どもの保育所への預かりを拒否されました。配偶者は会社から出勤をやめるよう言われました。附属高校の生徒が「コロナ、コロナ」と指をさされ、制服での登校を見合わせる事態となりました。
- 感染が公表された福祉施設の従業員の実名や住所がSNSでさらされました。
- 長距離トラックの運転手の子どもが市立小学校に登校しないよう校長から求められました。

このようなできごとを、新型コロナ感染症になった人やその家族はどのような気持ちで受け止めていたでしょう。

病気の回復を願う声は消されるだけでなく、隠れて(隠して)生きなければと思った人がいました。また、体調が悪くなっても、差別されるのが怖く病院に行くことをためらった人もいました。

そして、コロナ感染者への恐怖や不安から偏見を強め、「差別があたりまえ」と思う人が生まれました。

私たちの社会には病気になった人を差別してきた歴史があります



「病気と差別」の年表①

1873(明治6)年 ノルウェーのアルマウェル・ハンセンが「らい菌」を発見する。

1907(明治40)年 法律第11号「らい予防ニ関スル件」制定

- 浮浪患者を国の恥と考え、隔離がはじまります。

1920年代後半 「無らい県運動」がはじまる。

1931(昭和6)年 「癩予防法」に改められる

- すべてのハンセン病患者を死ぬまで療養所に閉じ込めて絶滅させるという政策(終生絶対隔離政策)が確立します。あらたに懲戒検束規定を明記し、反抗的な入所者への監禁・減食・謹慎などの処罰を所長ができるようにしました。この法律は「隔離の必要はない」という世界の常識から大きく逸脱する内容です。

1945(昭和20)年 広島、長崎に原子爆弾が投下される。

- 被爆者やその家族、広島・長崎出身者に対して「ピカドンがうつる」などといわれ日常生活での忌避や排除、差別が行われました。また、被爆者だけでなく、広島や長崎出身というだけで結婚や就職、入居などを断られることがありました。

1947(昭和22)年 ハンセン病特効薬プロミンの治験がはじまる。

- ハンセン病は治る病気になるが治療は療養所でしかできないようにして、絶対隔離政策に利用しました。

1948(昭和23)年 「優生保護法」(~1996)制定

- 「不良な子孫の出生を防止する」という観点から障がい児や、精神障がい者、知的障害者への不妊手術や断種手術を認める。ハンセン病患者への断種、堕胎(人工妊娠中絶)も規定されます。

1953(昭和28)年 「らい予防法」に改正

- ハンセン病の隔離政策が継続される。法的に強制隔離が強められ、外出制限が厳しくなりました。また、退所規定がありませんでした。つまり、「入所したら、療養所から絶対に出られない」という法律でした。

「病気と差別」の年表②

1956(昭和31)年 水俣病公式に発見される。

- 「公害の原点」と呼ばれる水俣病は、「チッソ」の工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類をたくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことです。病気の苦しみの上に、患者その家族は排除や差別をうけてきました。また、水俣市民であるというだけで、つき合いを避けられたり、就職や結婚を断られたりすることもあります。

1985(昭和60)年 日本人として最初のエイズ患者が発表される。

- 「エイズ患者が出た」と発表されると、患者が出た地域や個人、感染経路に関するデマや中傷が広がりました。その結果、特定の地域や職業の人などへの忌避や排除、差別が公然と行われるようになりました。

2009(平成21)年 新型インフルエンザ世界的に大流行する。

- 患者の出た学校に対して「地域から出ていけ」「責任を取れ」といった誹謗中傷が殺到し、生徒に対するタクシーの乗車拒否、制服のクリーニング拒否などの事態になりました。

2011(平成23)年 年東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所事故発生。周辺の地域が汚染され、住民は避難を強いられる。

- 「福島から避難してきた」ということを理由に排除や差別がありました。「放射能がうつる」と学校でいじめられるという事件も各地で報告されました。福島産の食品や福島への旅行なども避けられることが続いています。

そして、2020(令和2) 年新型コロナウイルス感染症が世界に大流行する

私たちはなぜ、同じことを繰り返しているのでしょうか。
また、同じことをしてしまうのでしょうか。

ハンセン病訴訟の歴史

ハンセン病患者の家族は家族だという理由だけで、差別されてきました。「地域から出て行け」「学校に来るな」と言われました。結婚や就職をあきらめ、隠れて生きることを選んだ人もいます。親子、きょうだい、家族がバラバラにされました。なぜこのような差別が起こったのか。だれの責任なのか。そのことで何が奪われたのか。

ハンセン病家族訴訟に至るまで

(1)2001年5月「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁判決

ハンセン病患者の終生絶対隔離政策の法律「らい予防法」によって、ハンセン病になった人は、病気が治っても隔離をされ続け、居住・移転、結婚や就職など基本的人権を法律により奪われ続けました。1996年に法律が廃止されましたが国は謝罪を行わず、偏見や差別をなくすための努力もしていませんでした。この訴訟は、日本国憲法のもとで法律によって人権侵害が行われたということを明らかにし、国に謝罪と必要な手立てを求めるものです。原告が勝訴し、国が控訴を断念したため、判決が確定しました。

(2)2003年11月黒川温泉宿泊拒否事件

ハンセン病元患者の宿泊を「他の宿泊客への迷惑」として拒否する事件がありました。担当者がハンセン病について理解を求めましたが宿泊拒否の方針を変えず、その結果、ホテルは処分され、廃業します。

このことが差別問題として大きく取り上げられると、ハンセン病元患者はこの宿泊拒否事件の被害者であったにもかかわらず、一般市民から療養所などに大量に誹謗中傷する手紙類が送られました。差別意識や偏見を隠すこともなく書かれた文章はハンセン病元患者に耐えられないほどの苦しみや悲しみを与えました。それは国民の差別意識の根深さを示す出来事でした。

(3)2015年9月「鳥取訴訟」判決

2010年療養所に入っていなかった女性の子どもの子が国を相手に損害賠償請求訴訟を起こしました。らい予防法のもとでも、ごくわずかですが社会で生活していたハンセン病患者・元患者(非入所者)がいました。非入所者やその家族は社会にあるハンセン病への偏見・差別、恐怖心にさらされつづけます。また、地域で十分な医療や福祉も受けられませんでした。鳥取地裁の判決は原告の請求すべてを棄却しました。

しかし、非入所者とその家族が偏見差別被害を受けていたということを認めました。このことが後の家族訴訟につながっていったのです。

ハンセン病 家族の苦しみ

- 強制隔離で両親が離婚し、養育環境をなくした子どもをつくりました。
- 親を恥じ、親を隠し、親を憎み、疎ましく思う子どもをつくりました。
- 家族は就職や結婚ができないと思いました。
- 結婚しても、差別から家族（自分）を守るために、ハンセン病施設入所者を死んだことにする。無視する。忘れる。離縁する。戸籍から除籍する。葬式や結婚式などと呼ばない。入所者が亡くなったあとも、遺骨を引き取りにいかない。

など「家族の絆」を捨てざるをえないように強いられました。

ハンセン病家族訴訟

2016年「ハンセン病家族訴訟」は熊本地裁に提訴されました。（原告は）ハンセン病患者の子、兄弟姉妹です。「家族」というだけの理由で、差別され、苦難の人生を歩み続けてきた人たちです。ハンセン病についての偏見が、今なお日本社会に根強く残っており、ハンセン病患者であった人たちやその家族を苦しめ続けてきました。全国から568名の原告が訴訟に加わりましたが、氏名を明らかにしている人は数名です。原告が求めたのは「損害賠償」と「国の謝罪」でした。2019年6月に「国に責任があった」という判決がでて、国が控訴を断念し、判決が確定しました。

差別が奪ったもの

（1）幸せな人生

偏見や差別、またいつ差別されるかもしれないという恐怖にさらされつづけました。友だちや近所の人からいじめられました。学校にもいけませんでした。幸せな結婚や就職の夢をもてませんでした。大切な親や家族を恥ずかしいと思い、隠して生きてきました。

（2）家族との関係

家族がいっしょに暮らせませんでした。愛する子を育てることができませんでした。自分のことを家族にも言えませんでした。親が死んでも会いにいきませんでした。

（3）ふるさと

自分が生まれ育ったところに住むことができませんでした。帰ることも、訪ねることもできませんでした。

ハンセン病元患者やその家族の被害は「病気になったこと」ではありません。そのことを理由に私たちの社会が排除や差別をしてきたからです。家族を差別し、孤立化させ、学校から地域社会から排除してきた、私たちに「加害者責任」があるのです。

私たちの社会は病気や病気になった人への差別意識や偏見が存在しつづけ、今も差別を繰り返しています。

差別のない社会をつくるために、私たちができること、しなければならないことをいっしょに考えていきましょう。

このリーフレットの作成に当たり、以下の資料を参考にさせて頂きました。

【参考文献等】

- ◎厚生労働省発行「ハンセン病の向こう側」
- ◎外務省ホームページ
- ◎厚生労働省ホームページ
- ◎葛城市ホームページ

